指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称
印

〒 − 郵便番号·住所

代表者氏名

電 話 番 号

確認事項1

三朝町水道事業者(水道事業者等の連携による広域開催も含む)が主催している指定給水装置 工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

- (1) 公表の可否 : 可 ・ 不可
- (2) 受講の有無

回答欄	回答内容					
	① 受講した(受講年月日 年 月 日)					
	※受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください					
	② 未受講					
	【未受講の理由を記載してください (非公表)】					

確認事項2

指定給水装置工事事業者の業務内容

営業日及び	営業日:	公表の可否
営 業 時 間	営業時間:	可 • 不可
休 業 日		公表の可否
		可 • 不可
夜 盆 對 戊 哇 則		公表の可否
修繕対応時間		可 • 不可
四		公表の可否
受付電話番号		可 • 不可
漏水等修繕	・屋内給水装置の修繕	公表の可否
対応の可否	・埋設部の修繕	可 • 不可
対応工事種別 (新設·改造等)	【対応可能な工事は(新築・改造)の該当するものに○】 ・配水管からの分岐~水道メーター (新設 ・ 改造) ・水道メーター~宅内給水装置 (新設 ・ 改造)	公表の可否 可 ・ 不可
その他		公表の可否
(特記事項等)		可 • 不可

確認事項3

給水装置工事主任技術者等の研修事項実績(過去5年以内)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、 次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (1) 公表の可否 : 可 ・ 不可
- (2) 給水装置工事主任技術者等の研修事項実績(過去5年以内)

受講者名(公表対象外)	研修会名及び実施団体	受講年月日

【補足事項】

- ・外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、「研修会名及び実施団体」欄に、研修内容を記載してください。
- ・受講者名は、公表の対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じて様式をコピーしてください。

確認事項4

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の 状況(配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管接合の経験の有無)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、 次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- (1) 公表の可否 : 可 ・ 不可
- (2)過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

対応工事において「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を行わない事業者は次の□ にチェックしてください。(確認対象外となり以降の記載は不要)

□ 「配水管からの分岐~水道メーター」の工事を施工しないため不要

※ 過去1年以内の工事実績が無い場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する 者の氏名	「配水管への分水栓の 取付・せん孔」、「給水管 の接合」、いずれの経験	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
(公表対象外)			保有している資格等	工事十及

- ・対象となる「技能を有する者」は、雇用関係に関係なく下請け等を含んだ給水装置工事に主に従事したものを記載してください。
- ・以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。
- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた<u>配管工</u> (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 44 条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)
- ・資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。